

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成24年1月19日

掛金引上げ猶予措置の適用について

平成23年10月6日付でパブリックコメント手続きにより公開された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」のうち、『掛金引上げ猶予措置』の取扱いについて厚生労働省から以下の通り連絡がありましたので、ご案内いたします。

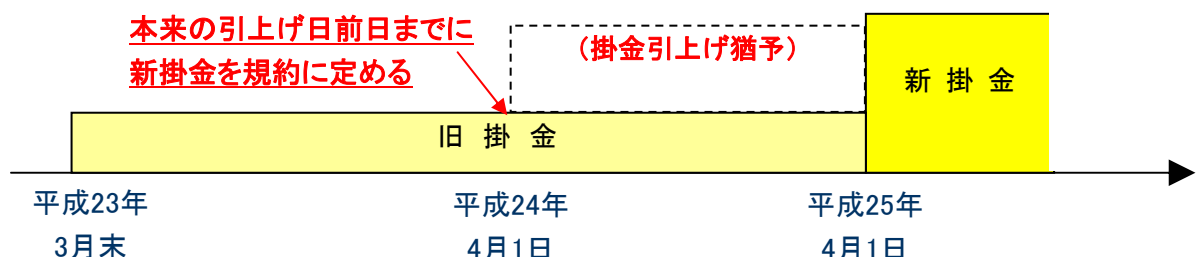
- 特例掛金の引上げを猶予する場合には、猶予期間終了後の掛金を規約に規定しないこととする。
- 掛金引上げ猶予措置については、省令の公布・通知の発出前の状況ではあるが、パブリックコメントの回答内容どおりである前提で、代議員会等で手続きを進めて問題ない。

パブリックコメント手続きで公開されていた掛金引上げ猶予措置の概要

- ・ 財政計算の結果、平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となる厚生年金基金（指定基金を除く。）、確定給付企業年金に対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。
- ・ ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。

今回、特例掛金は規約に規定しないこととされました。
標準掛金、特別掛金は規約に規定する必要があると考えられます。

<イメージ図：平成24年4月1日に掛金引上げが必要な場合>



<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上